

研究開発評価実施要領

17農会第1740号
平成18年4月17日
最終改正 22農会第928号
平成23年1月28日
農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成23年1月27日農林水産技術会議決定。以下「評価指針」という。）第3に掲げる農林水産研究基本計画の検証・評価、第4に掲げる研究制度評価、第5に掲げる委託プロジェクト研究課題評価、第7に掲げる追跡調査・検証の実施に際しては、同指針に定めるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証の対象及び実施時期

農林水産研究の重点目標の検証に係る研究開発の進捗状況のとりまとめは、前年度の研究開発を対象として、原則として毎年度10月末までに実施するものとする。

農林水産研究の推進に関する施策の検証に係る取組実績・成果のとりまとめは、当該年度の施策を対象として、原則として毎年度3月末までに実施するものとする。

2 検証の方法

(1) 農林水産研究の重点目標の検証

評価指針第3の4の(1)のに基づき実施する農林水産研究の実施状況の整理は、農林水産省の研究資金（独立行政法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究、競争的資金による研究等）を活用した研究開発を中心に実施する。この際、農林水産省の研究資金によらない研究開発についても、農林水産研究の重点目標に関するものについては、できる限り進捗状況の把握に努めるものとする。

農林水産研究の重点目標の検証は、技術政策課の総括の下、該当する研究開発を担当する課、研究開発官等が行うものとする。

(2) 農林水産研究の推進に関する施策の検証

農林水産研究の推進に関する施策の検証は、技術政策課の総括の下、施策の担当課及び研究開発官等が行う。

第3 研究制度評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新規に又は見直した上で継続しようとする部分とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 予算の単なる大くくり化によるもの

イ 当該研究制度の開始時の計画等に即して実施規模が拡大することに伴い経費が増加するものであって、研究制度の内容の変更を伴わないもの

評価は、原則として、概算要求を行う年度の前年度末までに実施する。

(2) 事前評価

評価の対象は、原則として、プレ評価を受けた新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直した上で継続しようとする部分であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

評価は、原則として、プレ評価の実施後、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

評価の対象は、5年以上継続している研究制度とする。

評価は、研究制度の性格を勘案しつつ、原則として、研究制度の開始又は前回の中間評価から5年度目の年度末までに実施する。

(4) 終了時評価

評価の対象は、終了することが確実となった研究制度とする。

評価は、原則として、当該研究制度が終了する年度の前年度末までに実施する。

2 評価の方法

研究制度評価は、評価指針第4の4の に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準として別表1-1から1-4を原則に実施するものとする。

評価指針第4の4の に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び評価は、技術政策課の総括の下、研究制度の担当課等が実施する。また、事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）による評価及び評価専門委員会による評価の内容は別添1-1から1-4までの様式に沿って記載する。

第4 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

評価の対象は、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 委託プロジェクト研究課題開始時の計画において開始が予定されていたもの

イ 予算の単なる大くくり化によるもの

評価は、原則として、概算要求を行う年度の前年度末までに実施する。

(2) 事前評価

評価の対象は、原則として、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト

研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

評価は、原則として、プレ評価の実施後、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

評価の対象は、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題とする。

評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、研究を開始した翌年度の末までに実施する。その後は、研究期間に応じて前回の中間評価から2～4年度目の末までに実施する。

(4) 終了時評価

評価の対象は、研究期間が終了する委託プロジェクト研究課題とする。

評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、当該委託プロジェクト研究課題の終了年度の前年度末までに実施する。

2 評価の方法

(1) プレ評価

プレ評価は、評価指針第5の4の に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-1を原則に実施するものとする。

評価指針第5の4の に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局(行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下 において同じ。)による評価は、技術政策課長の総括の下、委託プロジェクト研究課題を担当する研究開発官又は課長等(以下「担当開発官等」という。)が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、必要に応じ外部専門家又は外部有識者(以下「外部専門家等」という。)からの意見聴取を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップ(評価指針第5の4の に定めるものをいう。以下同じ。)については別添2-1を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添3-1の様式に沿って記載する。

イ 担当開発官等は、委託プロジェクト研究課題の概要資料の内容及び事務局による評価案について、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、所要の修正等を行い、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

評価指針第5の4の に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-1の様式に沿って記載する。

事務局長は、評価指針第5の4の についての必要な事務手続きを行うものとする。

(2) 事前評価

事前評価は、評価指針第5の4の に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-2を原則に実施するものとする。

評価指針第5の4の に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局(行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する

場合は当該行政部局。以下 において同じ。)による評価は、技術政策課長の総括の下、委託プロジェクト研究課題の担当開発官等が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、プレ評価を踏まえ、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の内容、目標及び研究成果の普及・実用化の道筋等について更に詳細な検討を行った上で、当該委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2 - 2 を参考として作成し、評価案は、別添 3 - 2 の様式に沿って記載する。

イ 準備委員会(「委託プロジェクト研究の実施について」(平成 18 年 2 月 23 日付け 17 農会第 1466 号(最終改正平成 23 年 1 月 28 日付け 22 農会第 929 号)農林水産技術会議事務局長通知。以下「研究実施通知」という。)第 5 に定めるプロジェクト研究準備委員会をいう。以下同じ。)は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。

ウ 担当開発官等は、準備委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

評価指針第 5 の 4 の に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添 3 - 2 の様式に沿って記載する。

事務局長は、評価指針第 5 の 4 の についての必要な事務手続きを行うものとする。

(3) 中間評価

中間評価は、評価指針第 5 の 4 の に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表 2 - 3 を原則に実施するものとする。この際、委託プロジェクト研究課題を構成する個々の研究課題について、ロードマップに基づいて進捗状況等を点検するとともに、研究開始時点からの当該委託プロジェクト研究課題を巡る情勢の変化等を踏まえ、委託プロジェクト研究課題の継続の適否を検討する。また、継続が適当と認められる場合は、さらに研究計画や委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し並びに投入される予算の規模及び配分の見直しの要否等を検討し、以後実施する委託プロジェクト研究課題を適切なものとするよう留意するものとする。

評価指針第 5 の 4 の に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局(行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下 において同じ。)による評価は、技術政策課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、次の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2 - 3 を参考として作成することとし、評価案は別添 3 - 3 の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会(研究実施通知第 7 に定めるプロジェクト研究運営委員会をいう。以下同じ。)は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。この際、

必要に応じ、受託研究者に出席を求めるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

評価指針第5の4の に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-3の様式に沿って記載する。

事務局長は、評価指針第5の4の についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

(4) 終了時評価

終了時評価は、評価指針第5の4の に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-4を原則に実施するものとする。この際、委託プロジェクト研究課題の研究成果の活用方法や他の研究への波及可能性等について十分な検討を行い当該委託プロジェクト研究課題の終了後に実施される研究成果の普及・実用化に向けた施策が適切なものとなるよう留意するものとする。

評価指針第5の4の に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局(行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下 において同じ。)による評価は、技術政策課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添2-4を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添3-4の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見をとりまとめるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

評価指針第5の4の に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-4の様式に沿って記載する。

事務局長は、評価指針第5の4の についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

第5 追跡調査・検証

1 調査・検証の対象及び実施時期

追跡調査・検証の対象は、以下のいずれかに該当する研究成果であって、原則として、成果の公表から2年以上10年以下のものから選定する。

ア 「農業新技術200X」(「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」(平成19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知)に基づくもの)として選定された研究成果

イ ア以外の成果であって、行政部局と連携して普及・実用化を進めることとされた研究成果のうち社会・経済に与える影響が大きいと見込まれるもの

調査・検証は、原則として、対象となる研究成果ごとにそれぞれ当該成果が公表された年度から2年後、5年後及び必要に応じて10年後の年度のそれぞれ翌年

度 10 月末までに実施するものとする。

2 調査・検証の方法

追跡調査・検証は、技術政策課の総括の下、成果を出した研究開発を担当する課及び研究開発官並びに成果を出した独立行政法人の所管課が、当該研究成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得て、行うものとする。

事務局が研究開発の委託、補助等を実施する際には、委託契約書等に追跡調査の実施に関する規定を設ける等の措置をとり、調査・検証の円滑な実施を図るものとする。

第 6 評価結果等の公表

事務局長は、第 2 から第 5 までの検証・評価結果等について、評価専門委員会において、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権等に配慮して、非公開とすべきと決定された資料を除き、評価指針第 9 に基づき公表するものとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1．農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究制度の重要性	農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た重要性 研究制度の科学的・技術的意義	A：及びともに明確であり、重要性は高い
		B：及びのうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：及びともに不明確であり、重要性は低い
2．国が関与して研究制度を推進する必要性	国の基本計画等での位置付け、 国自ら取組む必要性 他の制度との役割分担から見た 必要性 次年度に着手すべき緊急性	A：からの全てが明確であり、必要性は高い
		B：からのうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：からのいずれも不明確であり、必要性は低い
3．研究制度の目標の妥当性	研究制度の目標の明確性 目標とする水準の妥当性 目標達成の可能性	A：からのすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：からのうち不十分なものがあり、妥当性はやや低い
		C：からのいずれも不十分であり、妥当性は低い
4．研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 研究成果の活用方法の明確性 （事業化・実用化を進める仕組み等）	A：及びともに十分に有しており、明確性は高い
		B：及びのうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：及びともに不十分であり、明確性は低い
5．研究制度の仕組みの妥当性	制度の対象者の妥当性 進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 投入される研究資源の妥当性	A：からのすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：からのうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：からのいずれも不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注3）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。</p> <p>B：研究制度は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。</p> <p>C：研究制度は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

（注3）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。

1及び2の評価項目がB以上である場合（ の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1．農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究制度の重要性	農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た重要性 研究制度の科学的・技術的意義	A： 及び ともに明確であり、重要性は高い
		B： 及び のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C： 及び ともに不明確であり、重要性は低い
2．国が関与して研究制度を推進する必要性	国の基本計画等での位置付け、 国自ら取り組む必要性 他の制度との役割分担から見た必要性 次年度に着手すべき緊急性	A： から の全てが明確であり、必要性は高い
		B： から のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C： から のいずれも不明確であり、必要性は低い
3．研究制度の目標の妥当性	研究制度の目標の明確性 目標とする水準の妥当性 目標達成の可能性	A： から のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B： から のうち不十分なものがあり、妥当性はやや低い
		C： から のいずれも不十分であり、妥当性は低い
4．研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A： 及び ともに十分に有しており、明確性は高い
		B： 及び のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C： 及び ともに不十分であり、明確性は低い
5．研究制度の仕組みの妥当性	制度の対象者の妥当性 進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 投入される研究資源の妥当性	A： から のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B： から のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C： から のいずれも不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注3）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、内容は適切。</p> <p>B：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容の見直しが必要。</p> <p>C：研究制度は不適切又は、概算要求を行う際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

（注3）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

1～5の評価項目のすべてがB以上である場合（ の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性 国が関与して研究制度を推進する必要性	S：及び は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：及び は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：及び のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：及び は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究制度の目標の達成度及び今後の達成可能性	研究制度の目標の達成度（論文、特許、普及に移しうる成果等の実績を含む） 目標の今後の達成可能性	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 研究成果活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・実用化を進める仕組み等）	S：及び とともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、明確性は非常に高い
		A：及び とともに十分に有しており、明確性は高い
		B：及び のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：及び とともに不十分であり、明確性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の妥当性 投入される研究資源（予算）の規模及び配分の妥当性	S：及び とともに明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：及び とともに明確であり、妥当性は高い
		B：及び のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い

		C：及びともに不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準] (注3)</p> <p>1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S：研究制度は予想以上の成果をあげており、高く評価できる。</p> <p>A：研究制度は適切に運営・管理されており、継続することは妥当である。</p> <p>B：研究制度は見直しが必要である。</p> <p>C：研究制度は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

(注3) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

1～4の評価項目のすべてがB以上である場合(、の場合を除く)、総括評価基準はBとする。

1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合(の場合を除く)、総括評価基準はAとする。

1～4の評価項目のすべてがA以上(うち1項目以上がS)である場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 研究制度の意義	研究制度の科学的・技術的、社会・経済的意義	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究制度の目標の達成度及び今後の達成可能性	研究制度の目標の達成度（論文、特許、普及に移しうる成果、研究に関する国民とのコミュニケーション活動等の実績を含む） 研究制度の目標の今後の達成可能性	S：研究制度の目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究制度の目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究制度の目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究制度の目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 研究成果の活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・実用化	S：及びともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待されることから、明確性は非常に高い
		A：及びともに十分に有しており、明確性は高い

	の見通し等)	B : 及び のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い C : 及び とともに不十分であり、明確性は低い
4 . 研究制度運営方法の妥当性	進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の妥当性 投入された研究資源（予算）の規模及び配分の妥当性	S : 及び とともに明確であり、かつ、費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A : 及び とともに明確であり、妥当性は高い
		B : 及び のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い
		C : 及び とともに不明確であり妥当性は低い

[総括評価基準] (注3)

1 ~ 4 の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S : 研究制度は予想以上の成果をあげた。

A : 研究制度は概ね目的を達成した。

B : 研究制度は目的の達成がやや不十分であった。

C : 研究制度は目的の達成が不十分であった。

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

(注3) 1 ~ 4 の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

1 ~ 4 の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

1 ~ 4 の評価項目のすべてがB以上である場合(、 の場合を除く)、総括評価基準はBとする。

1 ~ 4 の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合(の場合を除く)、総括評価基準はAとする。

1 ~ 4 の評価項目のすべてがA以上(うち1項目以上がS)である場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1．農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究の重要性	農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た重要性 研究の科学的・技術的意義（獨創性、革新性、先導性又は実用性）	A： 及び ともに明確であり、重要性は高い
		B： 及び のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C： 及び ともに不明確であり、重要性は低い
2．国が関与して研究を推進する必要性	国の基本計画等での位置付け、国自ら取組む必要性 次年度に着手すべき緊急性	A： 及び ともに明確であり、必要性は高い
		B： 及び のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C： 及び ともに不明確であり、必要性は低い
3．研究目標の妥当性	研究目標の明確性 目標とする水準の妥当性 目標達成の可能性	A： から のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B： から のうち不十分なものがあり、妥当性はやや低い
		C： から のいずれも不十分であり、妥当性は低い
4．研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性（注3）	社会・経済への効果を示す目標（アウトカム目標）の明確性 研究成果の普及・実用化の道筋の明確性 他の研究への波及可能性	A： から のすべてを十分に有しており、明確性は高い
		B： から のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C： から のいずれも不十分であり、明確性は低い
5．研究計画の妥当性	投入される研究資源（予算）の妥当性 研究推進体制、課題構成、実施期間の妥当性	A： 及び ともに明確であり、妥当性は高い
		B： 及び のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い
		C： 及び ともに不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注4）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

（注3）基礎的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。

(注4) 1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。

1及び2の評価項目がB以上である場合(の場合を除く)、総括評価基準はBとする。

1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1．農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究の重要性	農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た重要性 研究の科学的・技術的意義（獨創性、革新性、先導性又は実用性）	A： 及び ともに明確であり、重要性は高い
		B： 及び のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C： 及び ともに不明確であり、重要性は低い
2．国が関与して研究を推進する必要性	国の基本計画等での位置付け、国自ら取組む必要性 次年度に着手すべき緊急性	A： 及び ともに明確であり、必要性は高い
		B： 及び のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C： 及び ともに不明確であり、必要性は低い
3．研究目標の妥当性	研究目標の明確性 目標とする水準の妥当性 目標達成の可能性	A： から のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B： から のうち不十分なものがあり、妥当性はやや低い
		C： から のいずれも不十分であり、妥当性は低い
4．研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性（注3）	社会・経済への効果を示す目標（アウトカム目標）の明確性 研究成果の普及・実用化の道筋の明確性 他の研究への波及可能性	A： から のすべてを十分に有しており、明確性は高い
		B： から のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C： から のいずれも不十分であり、明確性は低い
5．研究計画の妥当性	投入される研究資源（予算）の妥当性 研究推進体制、課題構成、実施期間の妥当性	A： 及び ともに明確であり、妥当性は高い
		B： 及び のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い
		C： 及び ともに不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注4）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、内容は適切。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、内容の見直しが必要。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、概算要求を行う際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

（注3）基礎的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。

（注4）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

1～5の評価項目のうち1項目以上がBである場合（ の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価基準に含まれる事項（注2）	評価基準
1．社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究の重要性 国が関与して研究を推進する必要性	S：及びは研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：及びは研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：及びのうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：及びは研究開始時から低下しており、必要性は低い
2．研究目標の達成度及び今後の達成可能性	研究目標の達成度（論文、特許、普及に移しうる成果、研究に関する国民とのコミュニケーション活動、人材育成の取組等の実績を含む）（注4） 研究目標の今後の達成可能性	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性はやや低い
3．研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性（注3）	アウトカム目標達成の可能性 研究成果の活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・普及・実用化の見通し等） 他の研究に及ぼす波及可能性（副次的な成果等に係るものを含む）	S：からのすべてを十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、明確性は非常に高い
		A：からのすべてを十分に有しており、明確性は高い
		B：からのうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
4．研究推進方法の妥当性	研究課題の妥当性（以後実施する研究課題構成が適切か等） 研究計画（的確な見直しが行われているか等）の妥当性 研究推進体制の妥当性 投入される研究資源（予算）の規模及び配分の妥当性	S：からのいずれも明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：からのいずれも明確であり、妥当性は高い
		B：からのうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い

		C： から のいずれも不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準] (注5)</p> <p>1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S：委託プロジェクト研究課題は予想以上に進捗し、高く評価できる。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は順調に進捗しており、継続することは妥当である。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題の見直しが必要である。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

(注3) 基礎的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。

(注4) 評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合(数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの)とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

(注5) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

1～4の評価項目のすべてがB以上である場合(、 の場合を除く)、総括評価基準はBとする。

1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合(の場合を除く)、総括評価基準はAとする。

1～4の評価項目のすべてがA以上(うち1項目以上がS)である場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1．研究成果の意義	研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2．研究目標の達成度及び今後の達成可能性	研究目標の達成度（論文、特許、普及に移しうる成果、研究に関する国民とのコミュニケーション活動、人材育成の取組等の実績を含む）（注4） 研究目標の今後の達成可能性	S：研究目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い
3．研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性（注3）	アウトカム目標達成の可能性 研究成果の活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・普及・実用化の見通し等） 他の研究への波及可能性（副次的な成果等に係るものを含む）	S： から のすべてを十分に有しており、かつ当初の見込みを上回る効果が期待されることから、明確性は非常に高い
		A： から のすべてを十分に有しており、明確性は高い
		B： から のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い

		C： から のいずれも不十分であり、明確性は低い
4．研究推進方法の妥当性	研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）の妥当性 研究推進体制の妥当性 投入された研究資源（予算）の規模及び配分の妥当性	S： から のいずれも明確であり、かつ費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A： から のいずれも明確であり、妥当性は高い
		B： から のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C： から のいずれも不明確であり妥当性は低い

[総括評価基準] (注5)

1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S：予想以上の成果をあげた。

A：概ね目的を達成した。

B：目的の達成がやや不十分であった。

C：目的の達成は不十分であった。

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

(注3) 基礎的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。

(注4) 評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

(注5) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（、 の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（ の場合を除く）、総括評価基準はAとする。

1～4の評価項目のすべてがA以上（うち1項目以上がS）である場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価個票（プレ評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	局 課（ 班）
研究期間	H ~ H （ 年間）	総事業費（億円）	億円（見込）
研究制度の概要	研究制度の 目的（社会・経済等に及ぼす効果）及び 仕組みを200字程度で簡潔に記載		

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究制度の重要性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究制度の目標の妥当性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

（注）1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-1に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】	総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク： 順位： /
1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見		
評価のランクを選択するに際しての所見（研究制度として直近の概算要求に向けて検討を継続する必要性又はプレ評価対象のすべての研究制度の中で当該研究制度を優先して選定する必要性に関する評価等）を記載		
2. 今後検討を要する事項に関する所見		
研究制度に係る以下の事項のうち、今後さらに検討を要すると認められるものについて、それぞれ今後の検討の方向性等に係る所見を記載		
研究制度の目的（社会・経済等に及ぼす効果）		
研究制度の目標		
研究制度の仕組み		
その他		

（注）1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-1に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う研究制度を選定する観点から、プレ評価対象のすべての研究制度における当該研究制度の優先順位を記載。

研究制度評価個票（事前評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	局 課（ 班）
研究期間	H ~ H（ 年間）	総事業費（億円）	億円（見込）
研究制度の概要			
研究制度の 目的（社会・経済等に及ぼす効果）及び 仕組みを200字程度で簡潔に記載			
研究制度の主な目標			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
-----		-----	

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究制度の重要性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究制度の目標の妥当性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

（注）1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1 - 2に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】	総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度の実施（概算要求）の適否に関する所見		
評価のランクを選択するに際しての所見（プレ評価で示した所見への対応状況への評価等）を記載		
2. 今後検討を要する事項に関する所見		
研究制度の実施に向けた条件を整えるため、今後の概算要求、研究課題の公募・採択に至る過程でさらに検討を要する又は留意すべきと認められる事項について、所見を記載		

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表1 - 2に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（中間評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	局 課（ 班）
研究期間	H ~ H（ 年間）	総事業費（億円）	億円（見込）
研究課題の概要			
研究制度の 目的（社会・経済等に及ぼす効果）及び 仕組みを200字程度で簡潔に記載			
研究制度の主な目標			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
-----		-----	

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 研究制度の目標の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

- （注）1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1 - 3に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】	総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度の継続の適否に関する所見		
評価のランクを選択するに際しての所見（今日の社会・経済の情勢の下での研究の必要性、研究の進捗状況及び今後の目標の達成可能性の評価等）を記載		
2. 今後検討を要する事項に関する所見		
今後、研究制度の目標の達成に向けて、より効果的かつ効率的に研究制度を運営するため、以下の事項についてそれぞれ見直しの要否及び見直しを要すると認められる場合は、その検討の方向性等に係る所見を記載		
研究制度の仕組み		
投入される予算の規模及び配分の方針		

- （注）「ランク」の欄には、本要領の別表1 - 3に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（終了時評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	局 課（ 班）
研究期間	H ~ H（ 年間）	総事業費（億円）	億円（見込）
研究制度の概要			
研究制度の 目的（社会・経済等に及ぼす効果）及び 仕組みを200字程度で簡潔に記載			
研究制度の最終の到達目標			

（注）研究制度の主な目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究制度の意義	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 研究制度の目標の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
（理由） 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

（注）1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 4 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

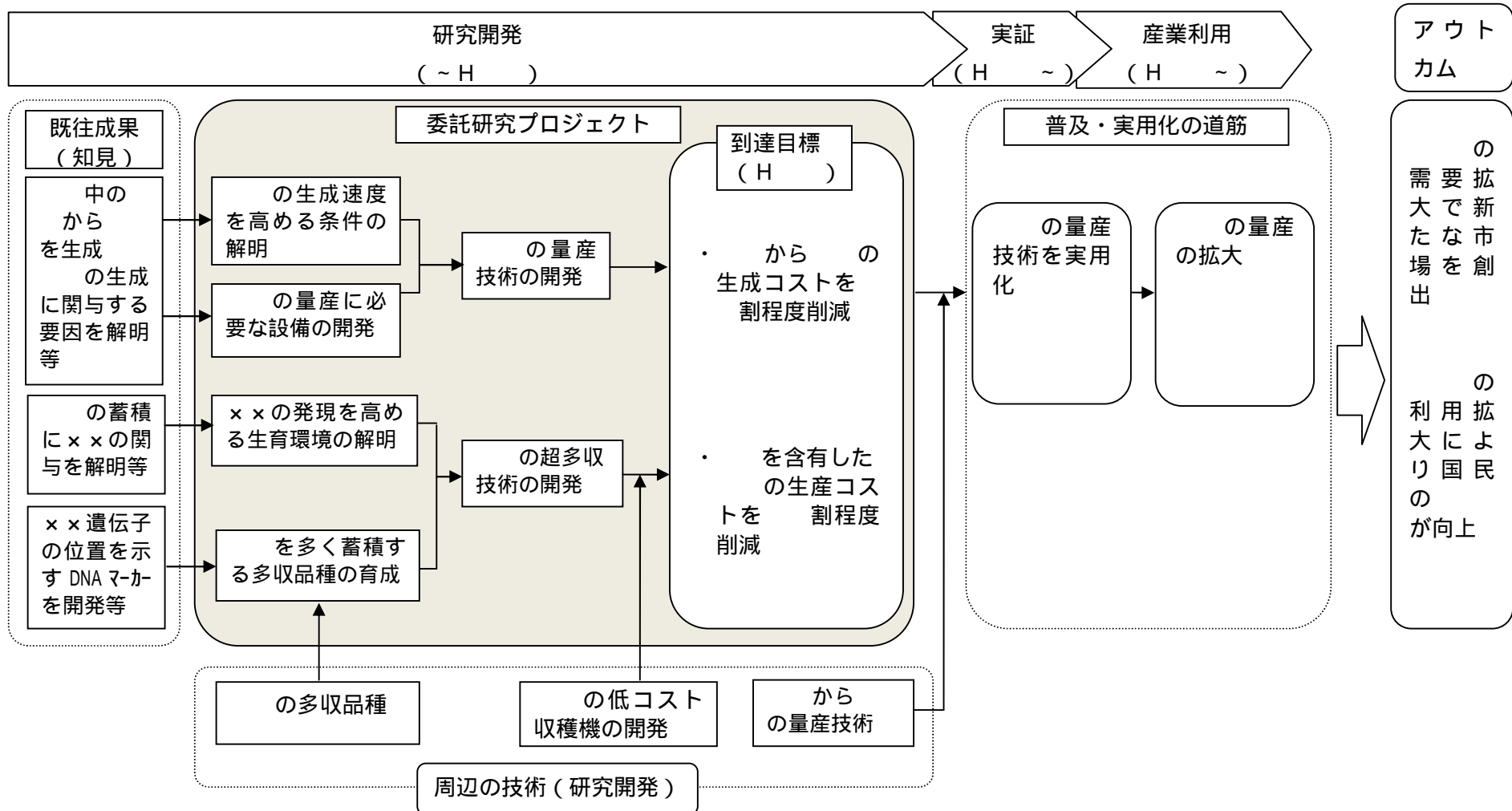
【総括評価】	総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度全体の実績に関する所見		
評価のランクを選択するに際しての所見（研究制度の目標の達成度の評価等）を記載		
2. 今後検討を要する事項に関する所見		
当該研究制度の後継の研究制度を企画・立案するに際し、検討を要する又は留意すべきと認められる事項について所見を記載		

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 4 に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

【ロードマップのイメージ (プレ評価段階)】

ブレークスルーとなる成果 (課題) を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、研究成果の普及・実用化の道筋、アウトカムを表す

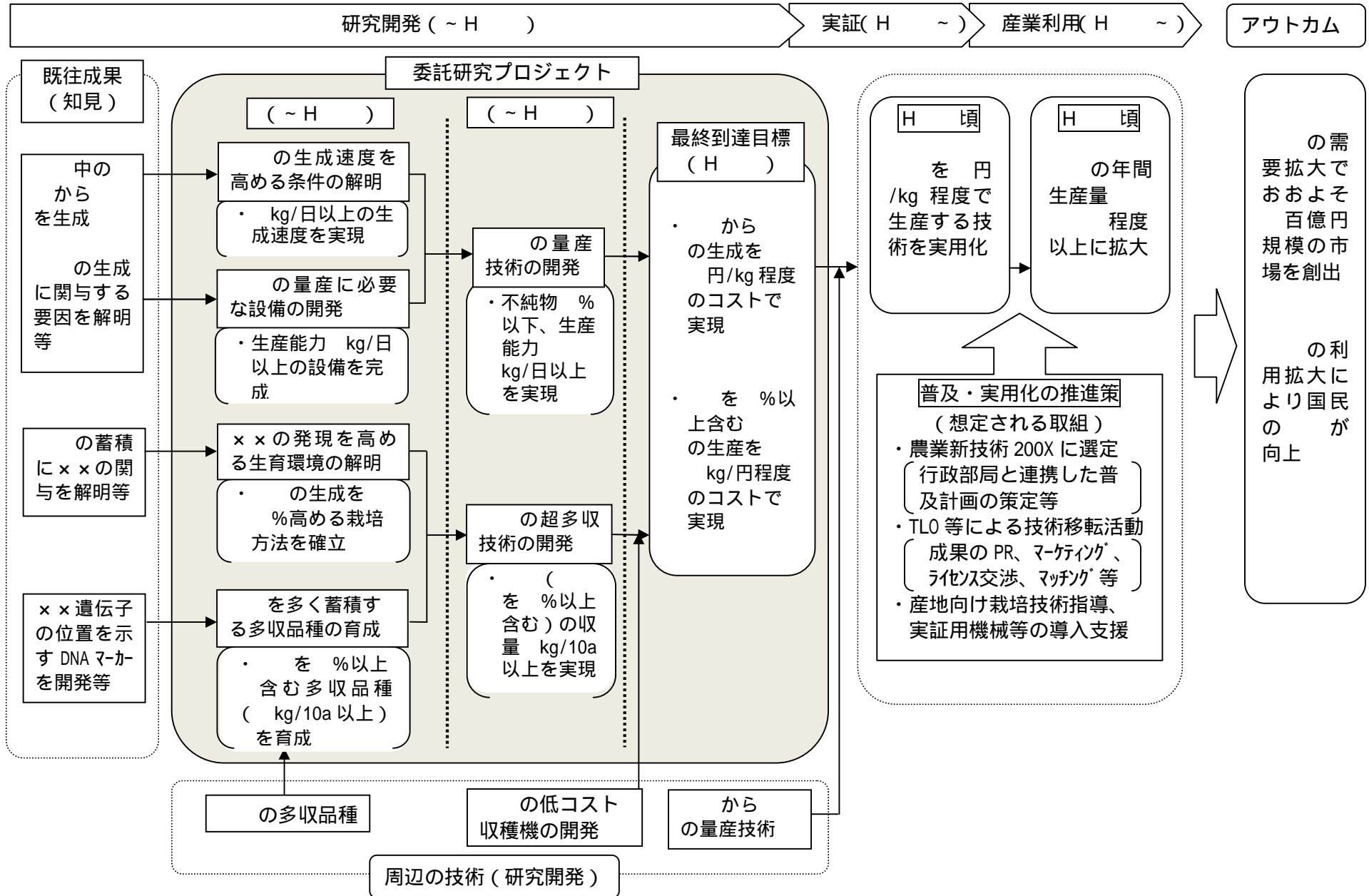
に必要な 技術の開発 (仮称)



【ロードマップのイメージ（事前評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、成果の普及・実用化の道筋と目標、アウトカムを極力数値を用いて表す

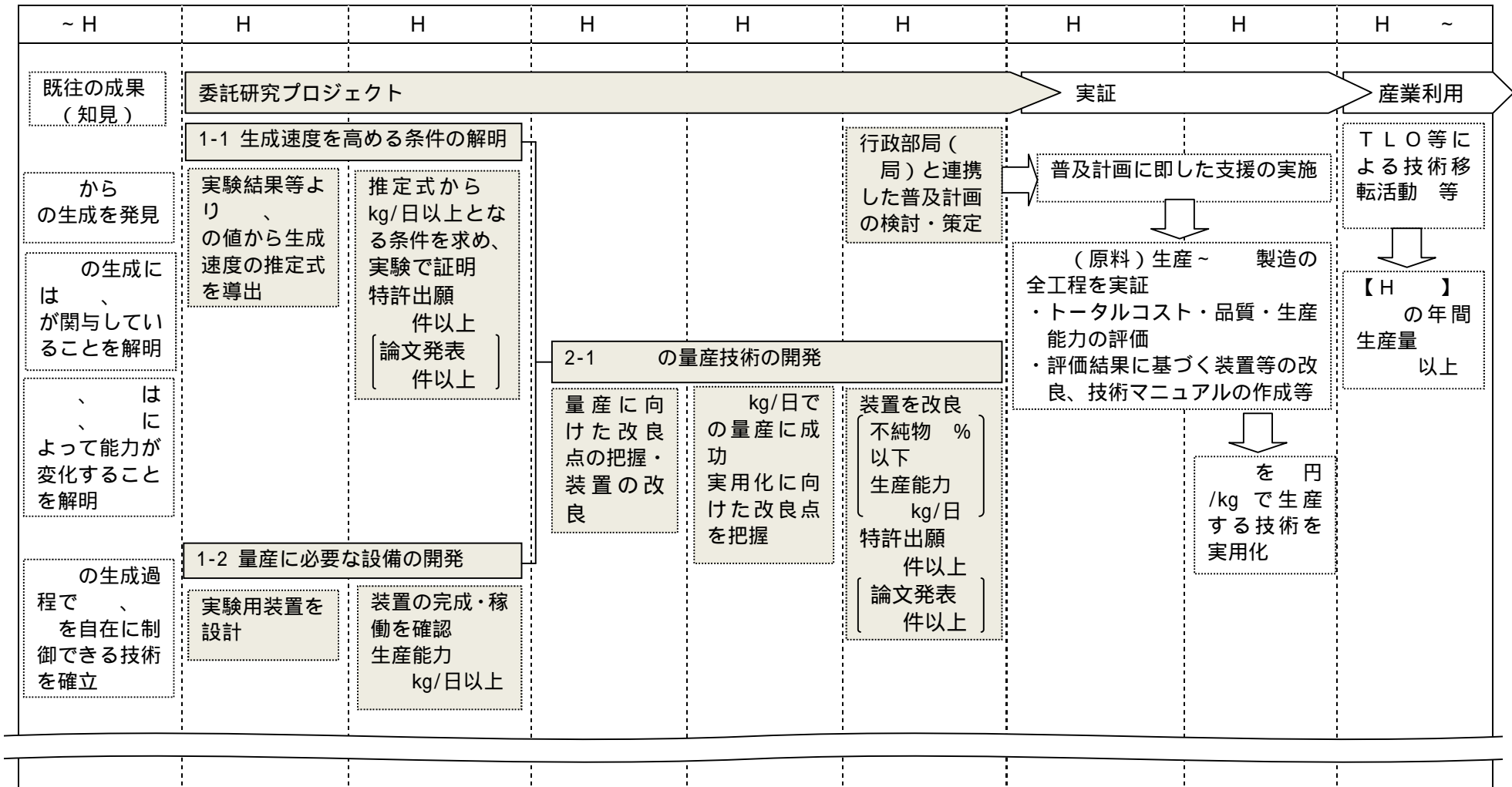
に必要な 技術の開発



【ロードマップのイメージ（中間評価段階）】

中課題ごとの毎年度（特に中間評価年度）の成果目標、研究成果の普及・実用化の道筋と目標を具体的に示す

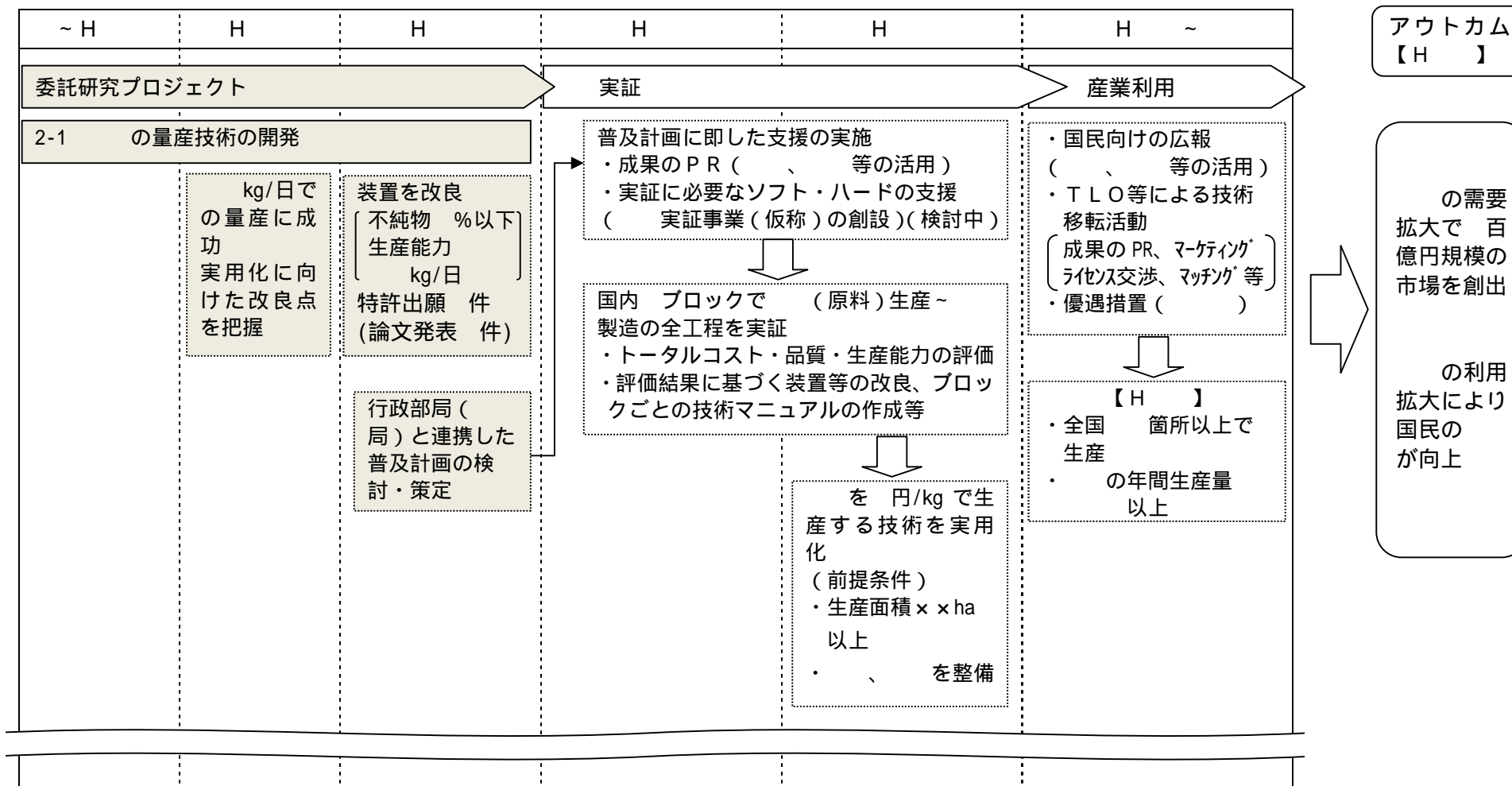
に必要な 技術の開発



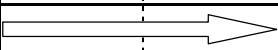
【ロードマップのイメージ（終了時評価段階）】

研究成果の普及・実用化の目標とともに、その対象（ターゲット）、具体的な推進策（メニュー）と取組期間を示す

に必要な 技術の開発



委託プロジェクト研究課題評価個票（プレ評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	局 課 (班)
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	研究期間	H ~ H (年間)
				総事業費 (億円)	億円 (見込)
研究課題の 概要	委託プロジェクト研究課題の 主な目的 (アウトカム目標) 及び 目的の達成に向けた 主な研究内容を200字程度で簡潔に記載				

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究の重要性	ランク:
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク:
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究目標の妥当性	ランク:
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果 (アウトカム目標) とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋 (ロードマップ) の明確性	ランク:
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
5. 研究計画の妥当性	ランク:
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

(注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-1に定める評価項目ごとの評価基準 (A・B・C) の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典 (引用文献、URL等) を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】	総括評価の欄は、評価専門委員会において記載 (事務局による評価段階では空欄)	ランク:
		順位: /
1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見		
評価のランクを選択するに際しての所見 (委託プロジェクト研究課題として直近の概算要求に向けて検討を継続する必要性又はプレ評価対象のすべての委託プロジェクト研究課題の中で当該委託プロジェクト研究課題を優先して選定する必要性に関する評価等) を記載		
2. 今後検討を要する事項に関する所見		
委託プロジェクト研究課題に係る以下の事項のうち、今後さらに検討を要すると認められるものについて、それぞれ今後の検討の方向性等に係る所見を記載		
<ul style="list-style-type: none"> 研究の目的 (アウトカム目標) 研究の目標 研究課題の構成 研究成果の普及・実用化の道筋 その他 		

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 1 に定める総括評価基準 (A ・ B ・ C) の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う委託プロジェクト研究課題を選定する観点から、プレ評価対象のすべての委託プロジェクト研究課題における当該委託プロジェクト研究課題の優先順位を記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（事前評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	局 課 (班)
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	研究期間	H ~ H (年間)
				総事業費 (億円)	億円 (見込)
研究課題の概要					
委託プロジェクト研究課題の 主な目的 (アウトカム目標) 及び 目的の達成に向けた主な研究内容を200字程度で簡潔に記載					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時 (2 年度目末) の目標			最後の到達目標		
.....				
2. 委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標 (H 年)					
			備考		
			備考欄には、アウトカム目標の実現 (成果の普及・実用化) に必要な取組や留意事項等を簡潔に記載		
.....				

(注) 研究課題の概要は、ロードマップの内容と整合をとること

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ、地球規模の課題への対応及び農山漁村の6次産業化の観点等から見た研究の重要性	ランク：
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク：
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究目標の妥当性	ランク：
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果 (アウトカム目標) とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋 (ロードマップ) の明確性	ランク：
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
5. 研究計画の妥当性	ランク：
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

(注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 2 に定める評価項目ごとの評価基準 (A ・ B ・ C) の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典 (引用文献、 URL 等) を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1．研究の実施（概算要求）の適否に関する所見	
評価のランクを選択するに際しての所見（プレ評価で示した所見への対応状況への評価等）を記載	
2．今後検討を要する事項に関する所見	
研究の実施に向けた条件を整えるため、今後の概算要求、委託先研究機関の公募・採択及び研究の実施計画の決定に至る過程で、さらに検討を要する又は留意すべきと認められる事項について、所見を記載	

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 2 に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（中間評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	局 課 (班)
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	研究期間	H ~ H (年間)
				総事業費 (億円)	億円 (見込)
研究課題の概要					
委託プロジェクト研究課題の 主な目的 (アウトカム目標) 及び 目的の達成に向けた主な研究内容を200字程度で簡潔に記載					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時 (2 年度目末) の目標			最終の到達目標		
2. 委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標 (H 年)					
			備考		
			備考欄には、アウトカム目標の実現 (成果の普及・実用化) に必要な取組や留意事項等を簡潔に記載		

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	ランク :
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 研究目標の達成度及び今後の達成可能性	ランク :
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果 (アウトカム目標) とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋 (ロードマップ) の明確性	ランク :
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク :
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 3 に定める評価項目ごとの評価基準 (S ・ A ・ B ・ C) の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典 (引用文献、 URL 等) を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1．委託プロジェクト研究課題の継続の適否に関する所見	
評価のランクを選択するに際しての所見（今日の社会・経済の情勢の下での研究の必要性、研究の進捗状況及び今後の目標の達成可能性の評価等）を記載	
2．今後検討を要する事項に関する所見	
今後、研究目標の達成に向けて、より効果的かつ効率的に研究を推進するため、以下の事項について、それぞれ見直しの要否及び見直しを要すると認められる場合は、その検討の方向性等に係る所見を記載	
<ul style="list-style-type: none"> 研究の実施計画及び運営体制 研究機関 投入される予算の規模及び配分の方針 	

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 3 に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（終了時評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	局 課 (班)
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	研究期間	H ~ H (年間)
				総事業費 (億円)	億円 (見込)
研究課題の概要					
委託プロジェクト研究課題の 主な目的 (アウトカム目標) 及び 目的の達成に向けた主な研究内容を200字程度で簡潔に記載					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
<hr/> <hr/> <hr/>					
2. 委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標 (H 年)					
					備考
					備考欄には、アウトカム目標の実現 (成果の普及・実用化) に必要な取組や留意事項等を簡潔に記載
<hr/> <hr/>					

(注) 1 及び 2 の目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究成果の意義	ランク:
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
2. 研究目標の達成度及び今後の達成可能性	ランク:
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果 (アウトカム目標) とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋 (ロードマップ) の明確性	ランク:
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク:
(理由) 評価のランクを選択した際に根拠とした事実、考え方等を箇条書き等により簡潔に記載	

(注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 4 に定める評価項目ごとの評価基準 (S・A・B・C) の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典 (引用文献、URL 等) を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1．委託プロジェクト研究課題全体の実績に関する所見	
評価のランクを選択するに際しての所見（研究目標の達成度の評価等）を記載	
2．今後検討を要する事項に関する所見	
委託プロジェクト研究課題の終了後、切れ目なく成果の普及・実用化を促進するため、さらに検討を要する又は留意すべきと認められる事項について所見を記載	

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 4 に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。